

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年1月18日

観光誘客課長

1 業務の概要

(1) 業務名

宿泊業の人材確保・業務効率化モデル事業実施業務

(2) 業務の目的

生産年齢人口の減少を前提に宿泊業の持続可能な経営を実現するため、業務の細分化による短時間勤務を通じた地域内の新たな人材確保や、業務の効率化・生産性の向上を促すモデル事業を実施する。

(3) 業務内容

本事業に関する受入地域内の事業者への説明会及び参加事業者の募集、伴走支援、求人支援、効果検証・分析、横展開 等

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 業務の実施内容

宿泊業の人材確保・業務効率化モデル事業に係る事業者説明会、伴走支援、求人支援、効果検証、横展開等の具体的な内容

イ 業務の実施方法

事業の運営体制、実施スケジュール等

(6) 業務の実施場所

県内

(7) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和7年3月15日まで

(8) 費用の上限額

15,389,990円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け

22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (3) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・県民税)を完納していること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 過去3年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。

### 3 説明会

- (1) 開催日時 令和6年1月24日 午前11時から正午まで
- (2) 開催方法 現地及びオンライン
- (3) 開催場所 長野県庁議会棟第2特別会議室
- (4) その他
  - ① 公募型プロポーザルに参加される事業者の方は、必ず出席してください。
  - ② オンライン参加を希望する場合は、開催前日正午までに4(4)に記載の連絡先までメールでご連絡ください。開催前日の17時30分までに参加用URLを送付します。URLが届かない場合は、電話により担当者まで確認してください。

### 4 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限(5)①までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式  
様式第3号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項  
同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課(所)・問い合わせ先

|           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| 〒380-8570 | 長野県長野市南長野幅下692-2            |
|           | 長野県観光部観光誘客課(おもてなし推進担当)      |
| 電 話       | 026-235-7253(直通)            |
| F A X     | 026-235-7257                |
| メール       | kankoshin@pref.nagano.lg.jp |

### (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年1月25日午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日\*は除く。提出時間は午前10時から午後5時まで)  
【(注) 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】
- ② 提出先 4(4)に同じ。
- ③ 提出方法 持参、郵送またはメールとします。

ただし、郵送またはメールの場合は提出期限までに観光誘客課に到達したものに限り  
ます。郵送またはメールで提出した場合は、到達したことを電話で4(4)の担当者に確  
認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当  
とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の  
3日前までに、書面により観光誘客課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜  
日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により観光誘客課長に対して非該当理由  
について説明を求められます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算し  
て10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付  
ア 受付場所 4(4)に同じ。  
イ 受付時間 上記②の期間中、午前10時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日  
は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 4(4)に同じ。
- (2) 受付時間 午前10時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により、令和6年1月31  
日までに提出するものとします。
- (4) 回答方法 観光誘客課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事  
務手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年2月5日までに長野県公式ホー  
ムページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式  
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式  
様式第8号の附表（例）による。
- (3) 企画書記載上の留意事項
  - ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。  
また、経費の合計額は1(1)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
  - ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を  
再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載するこ  
と。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 4(4)に同じ。
  - ② 受付時間 午前10時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
  - ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
  - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
- ① 提出期限 令和6年2月8日午後5時(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前10時から午後5時まで)
  - ② 提出先 4(4)に同じ。
  - ③ 提出部数 7部(原本1部、副本6部)
  - ④ 提出方法 持参又は郵送とします。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに観光誘客課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で4(4)の担当者に確認してください。
- (6) 企画提案の選定基準  
企画提案は、別表に定める基準に基づいて選定されます。
- (7) 企画提案の選定の方法
- ① 企画提案の評価点が最高点となった者を選定します。  
なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。
  - ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
  - ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所  
ア 日時 令和6年2月13日 午前10時00分～  
イ 場所 長野県庁議員会館会議室
- (8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項
- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により観光誘客課長から通知します。
  - ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により観光誘客課長から通知します。
  - ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第13号)及び企画提案評価会議評価書(様式第9号)を長野県公式ホームページに掲載するとともに、観光誘客課において閲覧に供します。
- (9) 非選定理由に関する事項
- ① (8)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により観光誘客課課長に対して非該当理由について説明を求められます。
  - ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。
  - ③ 非選定理由の説明請求の受付  
ア 受付場所 4(4)に同じ。  
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日

は除く。)

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）を観光誘客課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、観光誘客課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

|           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| 〒380-8570 | 長野県長野市南長野幅下692-2            |
|           | 長野県観光部観光誘客課(おもてなし推進担当)      |
| 電 話       | 026-253-7253(直通)            |
| F A X     | 026-235-7257                |
| メール       | kankoshin@pref.nagano.lg.jp |

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができません。